参考資料１

第４回検討会で頂いた主なコメント及び見直しの方向性

経済産業省　環境省
2026年８月31日（月）

第４回検討会で頂いた主なコメント及び見直しの方向性
（1）横断的論点

指摘事項	見直しの方向性	詳細
1．横断的論点		
• 中東情勢等も踏まえ、ケミカルリサイクルにおける油化の定義・考え方を整理すべき。 • 水平リサイクルだけでなく、カスケード利用とのバランスを取りながら国内での高度な有効利用を進めるべき。 • まずは経過措置やモデル事業で動かし、事例を見ながら目的・需要・効果をレビューすべき。 • 制度の考え方そのものを見直す視点も必要。 • 何を目的とするのかの観点からレビューする必要がある。再生材を世の中でより多く使うことが目的なのか、容リの枠内で処理を増やすことなのか、あるいは高品質化を目指すことなのか検討が必要。	• 油化を含むケミカルリサイクルの考え方を整理する。 • 各社の特性を生かした組合せを、個別の対話とモデル事業を通じて進める。 • 制度間の影響を踏まえ両省で意見交換しつつ、国際的な整合と静脈産業の基盤整備を図る。	ー

第４回検討会で頂いた主なコメント及び見直しの方向性
（2）令和8年度入札･落札結果

指摘事項	見直しの方向性	詳細
2. 令和８年度入札・落札結果		
● 制度見直し直後の結果のみで結論づけるのは時期尚早である。今後も継続的なフォローアップが必要。 ● 入札価格には上限と下限で２倍近い価格差があり、再入札を繰り返して全量落札に至っていることから、競争原理が十分に機能していない。量の拡大策・質の改善策・新規プレーヤー参入策の三本柱に加え、追加的な打ち手の準備も必要。 ● 「処理能力の逼迫」が、受入れ自体の困難さを指すのか、別の意味合いなのかを明確にすべき。 ● 適切な上限価格に見直されたことで、各事業者が自社の事業採算性ベースで妥当と考える価格を、それぞれの意思として入札した結果が表れた。 ● 設備更新等で受入量を抑えているケースもあり、本来の処理可能量はより大きい。 ● 取扱量が増えない中で設備投資はできず、今後の取扱量・落札量の見通しを立てながら設備投資判断する。	● 令和８年度の入札時点で直ちに結果が表れるものではないため、様子を見ながら来年以降も継続してフォローする。 ● 令和９年度入札における上限価格の考え方は引き続きの課題として検討する。	ー

第４回検討会で頂いた主なコメント及び見直しの方向性
（3）高品質な再生材供給に向けた新枠（制度･支援）

指摘事項		見直しの方向性	詳細
3. 高品質な再生材供給に向けた新枠（制度・支援）			
• 新枠の制度設計のいついては、移行期間から自走期間へどのように移行するのかの設計が重要。再商品化事業者の原価構成が変わらなければ現状が続くと考えられる。 • 新枠に参加しない特定事業者との関係について、新枠の外側で再生材が使われる場合には不公平感が残る。 • 支援期間を５年間と固定すると、市場が成熟しないまま支援が終了し、価格上昇や設備の遊休化につながる懸念がある。 • 再商品化事業者・特定事業者へのインセンティブは、実際に動いた高品質再生材の量に連動させるべき。 • 5年の試行期間における評価委員会の認定のあり方について、製造計画や販売計画などの計画段階において、むしろ厳しく評価してほしい。本当に計画どおり実施できるのか、誰と組むのか、その根拠やエビデンスをしっかり確認する必要がある。 • 高品質を求めることで選別・精製時の歩留まりが大きく低下しないよう、高品質化と資源効率を両立すべき。 • 現時点の技術で実現可能な高品質材の収率と、残りの材料の出口を明確にし、技術進展と制度上の数量目標を整合させるべき。 • サプライチェーン全体で実利用を確認できるトレーサビリティの確立が必要。国際基準をそのまま適用する負荷と、日本独自制度の国際通用性を踏まえて設計すべき。	》	• 入口・出口のどこにどの程度のコミットを求めるか、対象数量や認定の粒度、外部認証の活用も含め、検討する。 • まず５年間で制度が回る設計とし、５年後に無責任な形で終了しないよう検討する。 • 高品質化と歩留まりが相反しないよう制度を設計する。 • 技術進展と制度の整合について、結果を完全なコミットとしない形でバランスを取る。 • トレーサビリティは外部認証の活用など一段高いレベルの確認を行う。	－

第４回検討会で頂いた主なコメント及び見直しの方向性
（4）ジョイントグループ

指摘事項		見直しの方向性	詳細
4. ジョイントグループ			
• モデル事業で実施可能性を確認するとともに、省庁・関係機関が事業者間のマッチングを支援し、机上検討も並行して成立条件や難しいケースを事前に整理すべき。 • 収率計算の図では、材料リサイクル後の残渣の扱いを示し、マテリアルバランスを明確にすべき。 • 油化等は技術ごとに収率が異なるため、新しいケミカルリサイクル技術も含め技術別の考え方を組み込むべき。収率基準そのものについても従来の廃棄物処理から再資源化へ移行しているため、本当に必要か、変更した際にどのような課題が出るのか等も見直す好機である。 • 構成事業者になることで既存の応札権利が制約されないよう、柔軟な制度運用が必要。 • 利用先制限の見直しでは、再商品化製品が実際にリサイクル工程で利用されたことをしっかりとトレースすべきである。対象となるケミカル事業者の範囲も確認したい。 • 需要が十分か、あるいは需要対策が必要かを見極めながら進めることが重要。	》	• 令和９年度はシステム上１対１で導入し、令和10年度以降は複数事業者の組合せに対応できるよう準備する。 • 今年度からモデル事業を実施し、経済性・品質を含む成立性を検証。個別ニーズを聞きながら案件形成を進める。 • 技術ごとの収率基準や基準そのものの要否は、モデル事業の結果を踏まえてレビューする。	―